

ひと
女ひと
男

男女が共に生きるメッセージ



パートナーシップ

問合せ先 企画課男女共同参画推進係 ☎72-2111内線222

配偶者や交際相手からの暴力に悩んでいませんか？

配偶者や交際相手からの暴力(ドメスティック・バイオレンス、DV)に悩んでいませんか？また、周囲にDVの被害を受けている人はいませんか？「暴力」は、殴る、蹴るなどの身体への暴力ではありません。パートナーの心身を傷つけるものすべてを含みます。

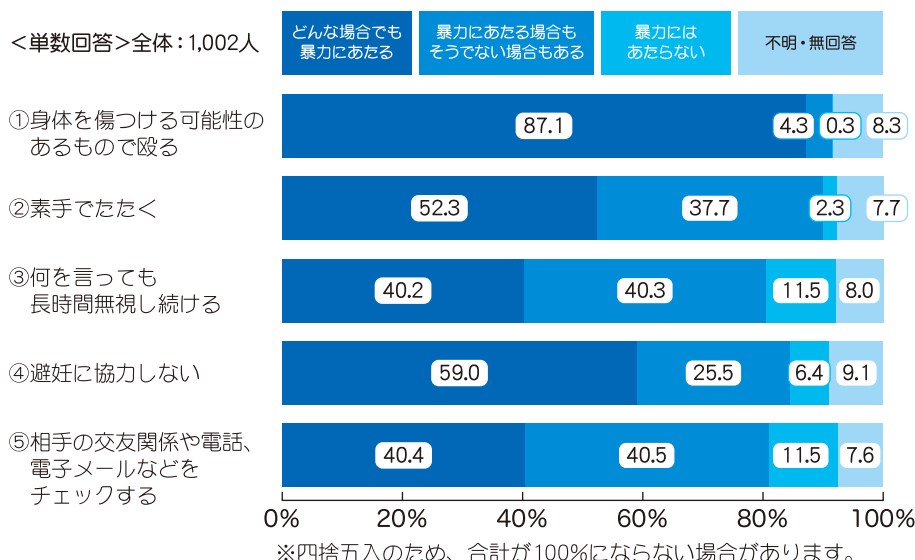
市の男女共同参画社会に向けての市民意識調査における「夫婦や交際相手の間で暴力だと認識される行為」を見てみましょう。「①身体を傷つける可能性のあるもので殴る」ことは、87.1%の人が「どんな場合でも暴力にあたる」と回答しました。しかしその他の項目では、「暴力にあたる場合も、そうでない場合もある」と回答した人も多くいます。どんな理由があっても、相手の心身を傷つけることは暴力にあたり、決して許されるものではありません。暴力を許さない社会をつくっていきましょう。



夫婦や交際相手の間で暴力だと認識される行為

(小郡市男女共同参画社会に向けての市民意識調査、平成25年3月)

<単数回答>全体:1,002人



地域でもできることがあります

- ・「大丈夫？」「最近無理してない？」など、ちょっとした声かけをする
- ・「もし困ったことがあったら、相談できるところがあるよ」と、相談窓口を紹介する
- ・相談を受けたときは、相手の話を否定せずに聞く

女性に対する暴力の電話相談窓口

配偶者や恋人からの暴力に悩んでいませんか？ひとりで悩まずに相談してください。

おごおり女性ホットライン

☎092-513-7337

月～金曜日／午前10時～午後5時
(祝日、12月29日～1月3日を除く)

配偶者や恋人からの暴力についての相談のほか、セクシュアル・ハラスメントや仕事、地域、家庭のことなどさまざまな悩みに専門の相談員が対応します。

北筑後保健福祉環境事務所
(DV相談専用電話)

☎34-8111

月～金曜日

午前8時30分～午後5時15分
(祝日、12月29日～1月3日を除く)

※緊急の場合は、最寄りの警察署または110番に連絡してください。
(小郡警察署 ☎73-0110)